債権者集会招集

平成２８年（フ）第３８８３号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目１番２―104号、開始時の住所大阪市北区本庄西２丁目18番14号
破産者　建築舎渡部こと　渡部　公造
1　期日　平成29年７月13日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月29日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第４号
静岡市葵区神明町71番地
清算株式会社　八木木材産業株式会社
代表清算人　辻巻　健太
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０３６号
東京都港区白金台３丁目２番10号
清算株式会社　株式会社ブレインパッドビジネスオペレーションズ
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１１号
名古屋市天白区平針２丁目1610アサノハイツ405号（開始命令時の本店所在地　名古屋市天白区高島１―607）
清算株式会社　株式会社ＰＮ管財
代表清算人　平野　　武
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定めるリース・割賦代金等債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権と弁済額の差額について免除を受ける。
記
当該債権額の元金額　（保証協会による求償権については代位弁済額）を基準債権額として、金7200万円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。
⑵　追加弁済
ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、⑴に基づく弁済により基準債権額全額の弁済を受けた一般債権者を除く一般債権者（以下、「追加弁済対象一般債権者」という。）に対し、当該残額を追加弁済対象一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　リース・割賦代金等債権
リース料、割賦代金、ローンその他名称の如何を問わず清算株式会社が行った会社分割の効力発生日（平成28年11月１日）前に締結した金銭消費貸借契約以外の長期分割弁済契約に基づく分割金請求権は本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２０号
埼玉県川越市大字谷中140番地２
再生債務者　四ケ所潤子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月15日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月29日から平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第２７号
神奈川県秦野市東田原51番地11―505
再生債務者　鈴木　大和
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月15日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月29日から平成29年７月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再イ）第４５号
埼玉県日高市大字原宿245番地26
再生債務者　新堀　幸大
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月16日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月30日から平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第８１号
埼玉県加須市花崎北３丁目５番地９
再生債務者　前田　貴幸
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月３日から平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目11番23号
再生債務者　嶋　百合子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月３日から平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第９６号
千葉県習志野市谷津１丁目17番31―505号
再生債務者　鈴木　和幸
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月３日から平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１４号
千葉県木更津市羽鳥野６丁目８番地５
再生債務者　山下　真吾
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月３日から平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（再イ）第３０号
神奈川県平塚市真田３丁目13番18号　ジュン・シベール202号
再生債務者　恩蔵　亮太
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月３日から平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係